

## 検索結果のレビュー

掲載期間24/10/17 ~ 24/11/13

◎ プロ取材

## 検事（地方検察庁等にて勤務）◆公務員経験は不問

法務省

正社員

学歴不問

### 真相を解明し、犯罪に立ち向かう。

公正・誠実に職務に取り組み、事件の真相を明らかにする。それが検事の使命です。凶悪犯罪や組織犯罪——さまざまな事件が世間を騒がせる昨今。私たちの使命はますます重要なものになっています。そこで、検事を志す……



仕事内容  
全国50箇所の地方検察庁等にて、事件の捜査・公判活動に従事していただきます。



応募資格  
■司法試験に合格した後、司法修習を終えた方



給与  
月給38万円以上 + 各種手当 ◎昨年度賞与実績4.5ヶ月分  
※詳細は面接に記載



勤務地  
全国50箇所の地方検察庁等 ※任官時の勤務地は、東京地方検察庁等の大規模庁の予定



国民に対して、事件の捜査や公判活動による真相解明で役立っています



エン転職  
取材：石川

事件の真相解明という使命を担います。「弁護士等の経験を活かし、社会に貢献したい」という強い想いがある方に、向いているでしょう。

★ 気になる

詳細へ

募集詳細情報のレビュー



法務省大臣官房人事課の方に取材しました。弁護士から検事に転身された先輩職員の方からも、コメントを  
いただいています。ぜひ【取材から受けた会社の印象】もご覧ください。

エン転職 取材担当者  
石川



## 募集情報



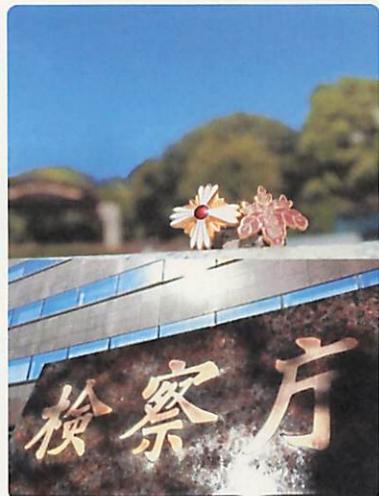
法務省

掲載期間: 24/10/17 ~ 24/11/13

## 検事（地方検察庁等にて勤務）◆公務員経験は不問

正社員

学歴不問



## 真相を解明し、犯罪に立ち向かう。

公正・誠実に職務に取り組み、事件の真相を明らかにする。それが検事の使命です。凶悪犯罪や組織犯罪——さまざまな事件が世間を騒がせる昨今。私たちの使命はますます重要なものになっています。

そこで、検事を志す方を募っています。応募資格は、司法試験に合格した後、司法修習を終えていること。必ずしも、公務員や刑事事件に関わった経験が無くても構いません。実際、元弁護士も活躍しています。

検事官後は、全国50箇所の地方検察庁等にて、勤務していただきます。客観証拠の収集や解析、関係者の取調べ等の「検査」。公判廷で事案の真相を明らかにし、適正な判決を求める「公判活動」。主にこれらの業務に従事していただきます。

あなたが培ってきた経験。検察庁で活かしてくださることを期待しております。

公務員の経験は問いません。あなたの挑戦をお待ちしております。

## 募集要項



## 仕事内容

## 検事（地方検察庁等にて勤務）◆公務員経験は不問

検事官後は、全国50箇所の地方検察庁等にて、基本的に事件の検査・公判活動に従事していただきます。刑罰権の適正な行使の実現を目的とし、検査・公判活動のみならず、裁判の執行に関する指揮・監督も担当するなど、刑事事件の最初から最後まで関わります。

## —具体的な業務内容—

## ■ 刑事事件の検査

客観証拠の収集や解析、関係者の取調べ等を通して、真相を解明し刑事事件を起訴するかどうかを判断します。

## ■ 公判活動

公判廷において、裁判所に対し、被告人の適正な処罰を求め主張・立証を行います。

※上記はあくまで主な業務です。

## ◎ 活躍の場は、検察庁の外にも広がる

検事は、刑事事件の検査・公判のみならず、「國の法律家」として多方面で活躍しています。実

際に、検察庁以外にも、法務省や法務省以外の行政官庁等で勤務している検事も多数います。これまでの経験を活かし、活躍の幅を広げられます。

◎充実の研修や周囲のサポートあり

若手から中堅検事に対しては、年次・必要に応じた各種研修を実施して、さらなるスキル向上の機会を設けています。また、個別の捜査・公判活動を行うにあたり、上司の決裁を受けながら進めます。周囲の職員がフォローしますので、遠慮なく仲間を頼ってください。



## 応募資格

## 学歴不問

■司法試験に合格した後、司法修習を終えた方

※詳細は法務省HPをご覧ください。

[https://www.moj.go.jp/jinji/shomu/jinji03\\_00031.html](https://www.moj.go.jp/jinji/shomu/jinji03_00031.html)



## 募集背景

安全・安心に暮らせる社会を実現すべく、犯罪に立ち向かう検察庁。事件の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用・実現することを使命としています。

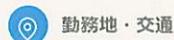
この使命を全うするためにも、多様な人材を確保し、組織としての力を増すことが重要であり、弁護士をはじめとする法曹有資格者を募っています。

任官後、基本的に捜査・公判業務に従事していただく予定です。経験を活かし、真相解明に取り組みたい。そんな熱意のある方からのご応募をお待ちしております。



## 雇用形態

## 正社員



## 勤務地・交通

## 全国50箇所の地方検察庁等

※任官時の勤務地は、東京地方検察庁等の大規模庁を予定していますが、他の地方検察庁等への転勤があります。

【東京高等検察庁管内】

東京地検・横浜地検・さいたま地検・千葉地検・水戸地検・宇都宮地検・前橋地検・静岡地検・甲府地検・長野地検・新潟地検

【大阪高等検察庁管内】

大阪地検・京都地検・神戸地検・奈良地検・大津地検・和歌山地検

【名古屋高等検察庁管内】

名古屋地検・津地検・岐阜地検・福井地検・金沢地検・富山地検

【広島高等検察庁管内】

広島地検・山口地検・岡山地検・鳥取地検・松江地検

【福岡高等検察庁管内】

福岡地検・佐賀地検・長崎地検・大分地検・熊本地検・鹿児島地検・宮崎地検・那覇地検

【仙台高等検察庁管内】

仙台地検・福島地検・山形地検・盛岡地検・秋田地検・青森地検

【札幌高等検察庁管内】

札幌地検・函館地検・旭川地検・釧路地検

【高松高等検察庁管内】  
高松地検・徳島地検・高知地検・松山地検

### 員 交通

配属先により異なります。

#### ① 勤務時間

9:30~18:15 (実働7時間45分)

※上記は東京地方検察庁の一例です。配属先等により、異なる場合があります。

※業務や家庭等の都合にあわせて、時差出勤も可能です。

#### ④ 給与

月給38万円以上（※1）+各種手当（※2）

（※1）上記金額は、司法修習後に任官した新任検事（東京地方検察庁勤務）の場合であり、実際は任官者の経験等を考慮して決定します。

（※2）管理監督職員等に該当するため、超過勤務手当の適用除外となります。

#### ⑤ 休日休暇

■原則として土・日曜日及び祝日等の休日

└直勤務等、配属先や業務の状況によって土日祝日の勤務が必要となる場合もあります。

■夏季休暇（3日）

■有給休暇

■産前産後休暇（取得・復職実績あり）

■育児休暇（取得・復職実績あり）

■介護休暇

■慶弔休暇

■病気休暇

■特別休暇（結婚、出産、子どもの看病等）

#### ⑥ 福利厚生・待遇

■昇給（経験・能力に応じて）

■賞与：年2回（6月・12月、昨年度実績4.5ヶ月分）

■社会保険（健康・厚生年金）

■交通費（月5万5000円まで）

■出張手当

■社宅あり

■家族手当（配偶者：月6500円、子1人につき：月1万円）※号俸に応じて変動

■住宅手当（月2万8000円まで）※号俸に応じて変動

■財形貯蓄制度

■退職金制度

■国家公務員災害補償法制度



任官時の勤務地は、東京地方検察庁等の大規模庁を予定しています。多くのベテラン職員のもとで、検事の基礎を身につけられます。

エン転職 | 管理画面  
産休・育休の取得実績は豊富で、男女ともに活躍しています。  
若手検事も多いことから、上司や先輩職員のサポートは手厚いです。

## プロフェッショナル取材者のレビュー

### 💬 取材から受けた会社の印象

弁護士から検事に転身された方にコメントをいただきました。

▶ 動画でCheck!

——何故、検事を志したのですか？

元々検事に憧れていきましたが、転勤があることで家族の理解が得られず、弁護士になりました。渉外事務所で一定期間勤務しましたが、やはり「社会正義を実現する」という夢を諦めることができず。「人生一度きり。やらないで後悔したくない」と思い、転職を決意しました。

NO IMAGE

——弁護士時代と大きく変わったことは？

上司の決裁を受ける点でしょうか。経験豊富な検事に指導してもらえるため、多くのことを学べました。また、弁護士時代に刑事事件を担当していないうり、弁護士の経験が直接役に立つことは基本ありません。ですが、法的に考えるという点では同じですし、被疑者や参考人から話を聞くといった場面では、弁護士時代の依頼者とのやり取りの経験が活きていると思います。

民間出身者も検事として活躍中です。この機会に、検事に挑戦するのはいかがでしょうか。

### ❤️ この仕事のやりがい&厳しさ

#### やりがい

◎国民や社会の利益を守る。

検事は、国民や社会の利益を守ることができる仕事です。また、取り扱う事件は幅広く、本部事件や組織犯罪等といった凶悪・重大事件、脱税や贈収賄等の汚職事件に関わることもあります。常に勉強する必要がありますが、直接国民や社会への貢献実感を得られると思います。

#### 厳しさ

△真相解明は一筋縄ではないか。

当然ですが、「事件の真相解明」は、容易ではありません。業務を遂行するなかでも、思うように捜査や公判が進まない場面に出会うこともあると思います。そのような場合でも粘り強く、責任感を持って仕事に取り組むことが求められます。

### 👤 この仕事の向き＆不向き

#### 向いている人

検事の仕事といつても色々な場面、状況がありますし、一定の性格、特徴、傾向等のみを取り上げて、検事に向いている・向いていないと概に説明することは難しく、実際に色々なタイプの方が検事として働いているとのことでした。

今回取材をし、検事は、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するという重大な役割を担っており、常に公正誠実に、熱意をもって職務に取り組める方は活躍できると感じました。

#### 向いていない人

常に公正誠実に、熱意をもって職務に取り組むことができない方には、向いてないと感じました。

## 会社概要 | 法務省

設立	1952年
代表者	法務大臣 牧原 秀樹
資本金	公的機関のため資本金はありません。
従業員数	5万5535名（令和6年度末定員）
事業内容	法務省の使命は、誰もが安全・安心に暮らせる公正・公平な社会の実現であり、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図るといった、国民生活に密接に関連する幅広い政策を任務としています。  施策の企画立案等を担う本省と、国民一人一人に向き合って施策を実行する現場の機関が、一体となって法務省の行政（法務行政）を推進しています。
事業所	本省／東京都千代田区霞が関1-1-1ほか地方機関
企業ホームページ	<a href="https://www.moj.go.jp">https://www.moj.go.jp</a>

## 応募・選考について

入社までの流れ	<b>STEP 1 :</b> エン転職から応募 <b>STEP 2 :</b> 履歴書等の提出 <b>STEP 3 :</b> 面接 <b>STEP 4 :</b> 内定
選考手続上、書類選考を通過した方を対象として面接（面接地：法務省本省）を実施しますが、面接では、刑事手続に関する法令の知識や捜査公判に関する口述試問を行う予定です。	
応募受付方法	検事への任官を希望する方は、下記の応募ボタンよりご応募ください。その後エン転職経由で応募受付メールをお送りしますので、ご確認ください。  ※お問い合わせの際は、以下のメールアドレスまでご連絡ください。
面接地 <法務省本省> 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1	

## 連絡先

&lt;法務省大臣官房人事課検察官人事第一係&gt;

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

担当／法務省大臣官房人事課検察官人事第一係

E-MAIL／kensatsukan.jinji@i.moj.go.jp

個人名の表記について

応募される方は

 応募フォームへ

応募を検討中の方は

 気になる

エン転職は、世界一 信頼性の高い求人情報を目指しています。



エン転職は、求人企業が発信する情報にエン転職取材担当、**石川**の取材によるコメントを加え、さらに元社員や現社員からのクチコミ情報など多角的な情報を収集し、より信頼性の高い求人情報を提供しています。  
もし、求人情報の掲載内容と事実に相違があった場合は[エン転職事務局](#)までご連絡下さい。調査の上、対応いたします。  
入社後に判明した相違点についても、情報を寄せください。



エン・ジャパン株式会社 行

1106301-004

記入日 2024 年 09 月 26 日

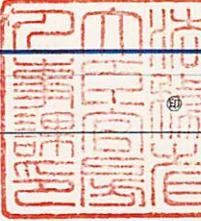
エン・ジャパン株式会社がWeb上(<https://www.enjapan.com/kiyaku.html>)に掲載する「利用規約(約款)」の内容に同意のうえ、下記のとおり申込を行います。

## エン・ジャパン株式会社 サービス申込書 (掲載報酬広告)

再エントリ	先担当者名
<input type="checkbox"/> セントラル	
<input type="checkbox"/> デジプロ	
<input type="checkbox"/> 業務管理	
<input type="checkbox"/> テストT	

## 《掲載先》

企業ID 新規発行

フリガナ	ホウムショウ ダイジシカシボウ ジンジヤ	
会社名	法務省 大臣官房人事課	
所在地	〒 100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1	
TEL	03-3580-4111	
担当者	所属/役職：大臣官房人事課法務専門 官 赤木 寛隆	
支払規定	( 末 ) 日締め ( 翌翌々 ) 月 ( 末 ) 日払	
従業員数	□1~10名 □11~30名 □31~100名 □101~300名 □301~1000名 □1001~3000名 □3001~10000名 ■10001名以上	
管理画面 ID/PASS 送付先	メールアドレス ※個人情報をお送りするアドレスです。読みやすい字でお書き入れください。 [REDACTED]	

## 《請求先》 掲載先と異なる場合のみ記入

※太枠の中をご記入ください。

フリガナ	( )		
会社名	( )		
所在地	〒		
担当者	所属/役職：		

業種コード (複数選択 不可)	シ-2 団体・連合会・官公庁・独立行政法人	上場区分	■未上場 □上場
-----------------------	-----------------------	------	----------

No.	組番号	商品コード	企画内容	カテゴリ	その他	個数	納品日	金額	支払日
1	1	5 1 8 9 5	エン転職S企画(4週間)	N-1		×1	24/10/17	[REDACTED]	25/03/31
2	1	4 7 7 6 7	エン転職カテゴリー追加(4週間)		初回	×1	24/10/17	[REDACTED]	25/03/31
3	1	4 7 8 3 7	エン転職新着求人トピックス		全国版／ロゴあり	×1	24/10/17	[REDACTED]	25/03/31
4	2	5 1 8 9 5	エン転職S企画(4週間)	N-1		×1	24/10/17	[REDACTED]	25/03/31
5	2	4 7 7 6 7	エン転職カテゴリー追加(4週間)		初回	×1	24/10/17	[REDACTED]	25/03/31
6	3	5 1 8 9 5	エン転職S企画(4週間)	N-1		×1	24/10/17	[REDACTED]	25/03/31
7	3	4 7 7 6 7	エン転職カテゴリー追加(4週間)		初回	×1	24/10/17	[REDACTED]	25/03/31
8	4	5 1 8 9 5	エン転職S企画(4週間)	N-1		×1	24/10/17	[REDACTED]	25/03/31
9	4	4 7 7 6 7	エン転職カテゴリー追加(4週間)		初回	×1	24/10/17	[REDACTED]	25/03/31
10	5	5 1 8 9 5	エン転職S企画(4週間)	N-1		×1	24/10/17	[REDACTED]	25/03/31

## &lt;備考欄&gt;

- ソーシャルインパクト採用PJT案件。
- 1月末請求、3月末支払い登録ください。

 エン・ジャパン株式会社

TEL : 052-959-3101 FAX : 052-959-3102

請求書	・必着日指定 口有 [ 月 日] ・請求先指定 口会社(御中)
-----	------------------------------------

担当者コード	[REDACTED]	担当者名	[REDACTED]
承認	[REDACTED]	入力	[REDACTED]
請求	[REDACTED]		

令和6年度国家総合職職員等  
の公募支援業務に係る仕様書

令和6年8月  
法務省

## 第1 調達の目的

民間事業者が運営する転職サイトを活用すること等により、法務省職員の公募に関する情報を転職希望者及び潜在的な候補者に対して広範かつ積極的に発信し、もって有用かつ多様な人材を確保することを目的とする。

## 第2 契約期間

契約日から令和7年1月31日(金)まで

## 第3 調達内容

下記に掲げる業務とする。

なお、当省側での作業が必要なものについては、いずれも当省担当者が通常業務に使用する端末（Windows11・Google Chrome・Microsoft Edge）を用いて対応することができるものとすること。

### 1 採用広報ページの作成

受注者が運営する転職サイト（以下「転職サイト」という。）に掲載する採用広報ページの作成を行うこと。当該ページは求人情報を文章で掲載するのみならず、必要な画像等を掲載し、応募者に効果的に訴求する内容とともに、以下の（1）から（4）までの情報を盛り込むこと。

なお、当該ページの内容については、当省担当者（下記（2）の選考・採用を実施する各組織の担当者）と協議の上、決定すること。

（1）当省の組織の概要、人材を公募する目的となる事業の概要や課題、当省で勤務するメリット等、応募者が公募内容を理解するための情報

（2）公募対象となるポジション、応募資格及び人物像に係る情報

なお、求人募集を想定しているポジションは以下のとおり（括弧内は当該ポジションの選考・採用を実施する組織）。

#### ①総合職相当職員

- ・矯正局課長補佐／係長級職員（矯正局）
- ・保護局課長補佐／係長級職員（保護局）
- ・公安調査庁係長級職員（公安調査庁）
- ・出入国在留管理庁課長補佐級職員（出入国在留管理庁）

#### ②一般職相当職員

- ・大臣官房施設課係長級職員（大臣官房施設課）

#### ③法曹有資格者

- ・任期付職員（訟務局）
- ・検事（大臣官房人事課）

（3）予定されている身分・官職、任用期間、服務（休日・勤務時間・休暇）、任期中に

おける給与、各種手当、共済組合の加入、選考方法等、勤務や採用に関する諸条件に係る情報

- (4) 公募対象となるポジションの具体的な業務内容等が理解できるよう、当省が指定した職員にインタビューを行い、当省の業務を魅力的に訴求するためのインタビュー記事を作成する。インタビュー項目は、事前に当省に確認し、了解を得るものとする。
- (5) その他、公募に有用と思われる情報

## 2 採用広報ページの掲載及び広報

上記1で作成した広報ページについて、多くの転職希望者の目に触れるよう、特設ページとして4週間（開始日は当省と協議の上、決定するものとする。）掲載するとともに、プレスリリースの実施、SNS（2媒体以上で掲載）による広告を活用して、求人のターゲットとなる母集団に対して公募情報の積極的なPRを行うこと。

また、採用広報ページの掲載期間中、当省の指示に基づき、1の各ポジションについて、転職サイトの登録者に対して、当該公募に関する案内メールを300通以上発出すること。

受注者は、採用広報ページの掲載期間中、その運用状況を注視し、より多くの転職希望者及び潜在的な候補者の目に触れる効果的な採用広報となるよう、必要に応じて、掲載方法や掲載先の変更を加えること。

なお、公表される全ての原稿及びその公表の方法については、事前に当省に確認し、了解を得るものとする。

## 3 転職サイトの活用

受注者が運営する転職サイトにおいて、2の採用広報ページの掲載期間中、応募者が当省の指定するページに遷移することができる環境を整備すること。

当省が転職サイトの登録者のうち公募に応募した者に関するデータを随時閲覧できる環境を整備すること。

転職サイトに関する当省からの問合せ、異常等の補修について速やかに対応する体制を整備すること。

転職サイトを通じて応募のあった登録者に対して、予め法務省から示された今後の選考手続をメール送信すること。

## 4 中途採用に関する助言

受注者は、当省の求めに応じ、いわゆる中途採用に関する採用広報や応募方法、選考方法に関する助言を行うこと。

## 第4 納品について

### 1 成果物

(1) 本件調達で作成及び配信した求人広告及びインタビュー記事の入稿用原稿（電子データ）及び転職サイトを通じた応募数等支援の効果を示すデーター式

(2) 役務報告書（電子データ）

## 2 納品期日

令和7年1月17日（金）

## 3 納品方法

電子データは、Microsoft Office（Office2016との互換性を有するバージョン）形式及びPDF形式で作成し、電子メールへの添付により納品すること。また、納品に当たっては、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

## 4 納品場所

法務省大臣官房人事課企画第三係

## 第5 作業体制図等の作成

受注者は、契約締結後1週間以内に、作業体制図（社内の実施体制、関係者との連絡体制等）及び作業計画（作業スケジュール等）を作成し、当省の承諾を得ること。

なお、運用状況等を踏まえ、作業体制や作業計画を変更する必要があると認めるときは、変更案を作成し、当省の承諾を得ること。

## 第6 情報セキュリティの確保

1 受注者は、当省における情報セキュリティ対策の基本方針（平成30年3月29日法務省大臣官房長決定）及び情報セキュリティ関係規程（以下「当省における情報セキュリティポリシー等」という。）に従い、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本調達に係る業務を実施すること。

なお、当省における情報セキュリティポリシー等は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受注者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

2 本業務に係る情報セキュリティ要件は次の通りである。

(1) 委託した業務以外の目的で利用しないこと。

(2) 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。

(3) 持出しを禁止すること。

(4) 受注者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。

(5) 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。

- (6) 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることがや、必要に応じて当省による実地調査が実施できること。
  - (7) 上記(1)から(4)については、契約期間中のみならず、再委託先事業者においても同様とする。
- 3 受注者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について、当省から確認を求められた場合には、これを報告すること。
  - 4 受注者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について、当省が改善を求めた場合には、当省担当職員と協議の上、必要な改善策をまとめて速やかに実施すること。
  - 5 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、当省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、その受入れ及び対応を行うこと。

## 第7 再委託

受注者は、本調達による業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。

ただし、再委託することに合理的な理由がある場合で、当省に対し事前の報告を行い、当省が書面による事前の承認を行った場合は、この限りではない。

本業務を第三者に再委託により行わせる場合には、受注者は、当省が受注者に求めるものと同水準の情報セキュリティを確保するための対策を、再委託先と委託先との契約において定めるとともに、業務着手までに再委託先の情報セキュリティレベルを受注者の責任において確認の上、当該確認結果を当省へ書面で報告し、承認を得ること。

また、当省が書面により承認した場合であっても、再委託元は当省に対して、再委託先の行為について全責任を負うものとする。

再委託を行う場合には、再委託元は、再委託者の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について、当省へ提示し、許可（又は確認）を得ること。

再委託先において本委託事業者に関わる要員の所属、専門性（資格等）、実績及び国籍についても当省へ提示すること。

なお、再委託先において、本仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、当省は、当該再委託先への委託の中止を請求することができる。

## 第8 機密保持等について

受注者は、本業務を行うに当たって、個人情報を含む業務上入手又は知り得た情報を本業務以外の用途に使用せず、当該情報を第三者に開示及び漏えいしないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

受注者は本業務を行うに当たって、入手又は知り得た情報を第三者に開示することが必要な場合は、あらかじめ当省の承認を得ること。

受注者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合には、それに伴う弁済等の措置は全て受注者が負担すること。

この項目について、受注者は成果物を納品し、本業務が終了した後においても同様とする。

## 第9 知的財産権等

- 1 本業務で作成される作業成果物について、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権は、当省に帰属する。
- 2 受注者は、本業務において発生するすべての著作者人格権を行使しないこととし、また第三者をして行使させないものとする。  
また、納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、当省が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物使用に際して、費用負担を含む一切の使用許諾条件など（ソースコード含む）につき、当省の了承を得ること。
- 3 本件仕様書に基づく作業に関して、第三者との間で著作権に係わる権利侵害の紛争などが生じた場合、当該紛争などの原因が専ら当省の責に寄与する場合を除き、受注者は速やかに当省に通知するとともに、自らの責任と負担について一切の処理を行うこと。  
なお、当省が紛争などの事実を知った場合、速やかに受注者に通知することとする。

## 第10 担当者

法務省大臣官房人事課企画第三係

## 第11 その他

- 1 本仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義を生じた場合は、当省担当者と協議し、当省の指示に従うこと。
- 2 プロジェクトの推進体制及び本件受注者に求める作業実施体制は次の図のとおりである。なお、受注者の情報セキュリティ対策の管理体制については、作業実施体制とは別に作成すること。
- 3 本業務の実施に当たっては、担当者と隨時打合せを行い、その指示に従うものとする。  
また、担当者の問い合わせ等に対し、迅速に対応すること。
- 4 本業務の実施に当たり必要となる消耗品等については、受注者が用意すること。
- 5 本業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき、又は、業務の内容を変更する必要が生じたときは、担当者と協議を行い、本業務の範囲として取り扱うものとする。
- 6 本業務に関する基準言語は、日本語とする。
- 7 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。